第２９号議案

八王子市組織条例の一部を改正する条例設定について

八王子市組織条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市組織条例の一部を改正する条例

八王子市組織条例（昭和４３年八王子市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（分掌事務） 第２条　部の分掌事務は、次のとおりとする。 都市戦略部　（略） 総合経営部 ⑴　総合計画に関すること。 ⑵　施策の総合調整に関すること。 ⑶　広聴に関すること。 ⑷　行政組織に関すること。 行財政改革部 ⑴　行財政改革に関すること。 ⑵　情報化に関すること。 **⑶　職員定数に関すること。** 市民活動推進部　（略） 総務部　（略） 財務部　（略） 税務部　（略） 生活安全部　（略） 市民部　（略） 福祉部　（略） 医療保険部　（略） 健康部　（略） 子ども家庭部　（略） 産業振興部　（略） 環境部　（略）	（分掌事務） 第２条　部の分掌事務は、次のとおりとする。 都市戦略部　（略） 総合経営部 ⑴　総合計画に関すること。 ⑵　施策の総合調整に関すること。 ⑶　広聴に関すること。 ⑷　行政組織**及び職員定数**に関すること。 行財政改革部 ⑴　行財政改革に関すること。 ⑵　情報化に関すること。 市民活動推進部　（略） 総務部　（略） 財務部　（略） 税務部　（略） 生活安全部　（略） 市民部　（略） 福祉部　（略） 医療保険部　（略） 健康部　（略） 子ども家庭部　（略） 産業振興部　（略） 環境部　（略）

資源循環部　（略） 水循環部　（略） 都市計画部　（略） 拠点整備部　（略） まちなみ整備部　（略） 道路交通部　（略）	資源循環部　（略） 水循環部　（略） 都市計画部　（略） 拠点整備部　（略） まちなみ整備部　（略） 道路交通部　（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。